

世界の常識

公共交通の赤字支援は当たり前!



これまで大阪市は地下鉄と市バスを一体的に運営してきました。ところが大阪市では、1日1億円の黒字の地下鉄と強引に切り離し、赤字のバス路線を廃止・減便しました。

一方、フランス、ドイツ、ボストン(米)など欧米諸都市では、公共交通の運賃収入は3~5割で、赤字への補助金を自治体が出すのが常識です。それは、市民の足を守るのが自治体の役割だからです。

市民の足を奪って平気という、大阪市はまさに世界の非常識です。



ところが大阪市は市バス路線廃止・減便……

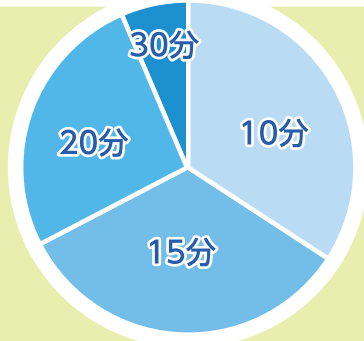
1時間に1本、「ここは田舎?!」

市バスアンケートに怒りと悲鳴

「区役所に行けない」「病院に行けない」「買物にも行けない」という悲鳴が聞こえます。

大阪市をよくする会が6月からとりくんでいる市バスアンケートには、10月26日現在1384通の返信があり、市バスの現状への怒りと願いがびっしりと書き込まれています。

Q.バスを待つ時間はどのくらいが「限度」ですか?



市民の声



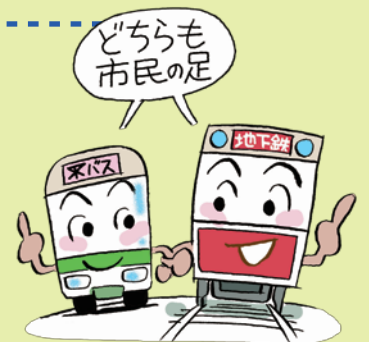
地下鉄との一体運営で市民の足を守ろう!

大阪市交通局は、2010年に黒字の地下鉄から毎年30億円支援することを決めていました。これを「あり得ない」と打ち切ったのが橋下前市長です。そして、民間企業のやり方を取り入れ、不採算の路線の廃止・減便を強行しました。

1日1億円の黒字を生む地下鉄との一体運営をすれば、市民の足は必ず守れます。

市民の健康アップが市財政に貢献する!

敬老パスの改悪やバス路線の廃止・減便は、外出による健康効果を阻害し、医療費・介護費の増大につながります。外出して買い物したり、図書館、映画館など文化に親しめば地域経済も潤います。



交通権とは? 市民が安全・自由に移動できる権利



交通権とは「国民の交通する権利」=「誰でも、どこへでも、安全、快適、自由に移動でき、同時に他の人の権利を侵害しない」権利です。日本国憲法の第22条(居住・移転および職業選択の自由)、第25条(生存権)、第13条(幸福追求権)など関連した新しい人権です。

“地方公営企業法”でも「その本来の目的である公共の福祉を増進する」運営を義務付けています。市民の足を守ることが大阪市の責任です。